

人をかかえているわが国としては、在日朝鮮人問題の取扱いが重要であるが、基本的には日本に在住する朝鮮人が安寧と福祉を享受しうるよう努めるとの立場に立つて処理する。

- (3) 韓国人の有する日本語の素地を活用し、また一般的にわが国に対する韓国人の理解を深め、もつて日韓関係の改善、ひいてはわが国の対韓影響力の培養に資するため、日本文化センター設置、韓国人留学生受入れ等の方法による日本文化・日本語普及のための諸活動を、韓国側を刺激しないよう配慮しつつ漸進的に実現し強化してゆく。
- (4) 韓国に対するに軍事的手段をもつてする北朝鮮の政策に当分変化なかるべしと考えられるので、わが国としては、沿岸警備用快速艇・治安用通信施設等の供与、高速道路の建設援助など、わが国憲法に矛盾しない範囲で韓国治安維持能力の向上に対する協

力を行ないうるよう漸進的に措置する。

- (5) 北朝鮮の武力攻撃、ゲリラ活動に対する抵抗力の基盤たる韓国経済及び民心の安定に寄与すべく、今後とも対韓経済協力（民間信用を含む）を継続する。韓国のヴェトナム戦争による外貨獲得の機会は今後減少し、韓国の債務累積処理の問題が遠からず表面化すると考えられるが、これに対してはわが国としては現行無償援助の繰上げ供与ないし新規無償協力の実施又はこれに代る効果をもつ長期低利の援助を供与する。

なお、対韓援助は日米二国が行なりとの立場をとることなく、ヨーロッパ諸国の対韓協力をも歓迎する。

また貿易面においても韓国の外貨取得能力の向上のため、所要の施策を行なり。

- (6) 朝鮮半島における紛争を抑止することがわが国の利益であるので、わが国としては、常に北朝鮮に対する中ソの働きかけあるいは

援助供与を視するとともに、可能な限りに
おいてソ連に対し対北鮮軍事援助を縮小す
るよう働きかけ、また必要に応じ米国に
対し韓国における軍事的プレゼンスの大幅
縮小は行なわないうよう働きかける。また韓
国に対しても殊更に北鮮を刺激することな
きよう適宜勧告する。

- (7) 北朝鮮との人的・物的交流を例外的に認
めるのは、貿易の実益のみならず閉鎖社会
を漸進的に開くという長期的考慮も併せ加
えて考えた上でわが国の総合的国益に即す
ると認められる場合であつて、韓国との外
交の利益を犠牲にして迄行なうメリットは
ない。特に日韓復交後数年しか経過してい
ない現状では、当面北鮮との交流は中共と
の交流以上に規制せざるをえない。従つて、
個々の案件において、北朝鮮との交流とこ
れに対する韓国の反対とが対立し二者択一
を迫られるような場合には、北鮮との交流
の利益を捨てて韓国との友好関係確保をとる。

3. 対中国施策

- (1) 中国問題は沖繩後はわが外交の最大の問題として表面化する公算が大であるが、中国問題の巨大さ、重要性の故にこれがわが国の外交基本政策の一環であり、あくまで対米、対ソ関係はじめ重要な外交問題との関連においてとらえられるべき問題であることを見失なわぬよう留意する。
- (2) 現状では、国府との正式の国交関係を維持し、中共とは政経分離の原則の下に各種の交流を維持、増進して行くことがわが国の利益に合致している。したがって、国連における中国代表権問題の審議に対するわが方の態度についても、当面現在とつている政策を変更しない。
- (3) 現状が変わる要因としては中共承認国数の変動、国連における票の推移わが国世論の動向等があるが、その全ての背後にある最重要要因は中共外交の今後の動向及び

これに應じる米中關係の推移である。

いずれにしても、わが国の中国問題に対する基本的立場は、一つの中国、一つの台湾が徐々に事實になつて行くよう、即ち、現状が如何に変わろうとも台湾が、法的地位の如何にかかわらず大陸と異なつた E N T I T Y として存続するよう努めることである。このためには、台湾が市場經濟の上に立つて中国本土よりもはるかに高い生活水準と本土とは異なつた社会体制を維持し、わが国に対して友好關係をもち國際的にも多くの与國をもつ地域として繁榮をつづけがゆくことがのぞましい。したがつて、今後とも台湾の官民の各層との經濟、文化、教育（特に日本語教育の推進）面等での交流と友好關係の増進をはかるとともに、貿易、投資等により台湾經濟と日本經濟の結びつきの維持強化に努める。

(4) 当面の中共に対する施策としては、政經

分離原則の下に各種の交流を行なうことに
加え、わが方より中共をことさらに PROVOKE
することは避けつつも、中共がわが国につ
いて抱いている幻想を叩き、もつて中共を
して日本における革命・解放は不可能であ
ることを悟らせることが必要である。

特に中共は、中国本土との関係正常化を
求めるがわが国内の世論を利用し、政府与党
と国民との乖離、与党内の分裂促進、一部
財界のつき上げ等を今後もはかつてくる可
能性が高い。従つて中共の戦略戦術をよ
く見極め、中国問題についての国内啓発に
つとめるとともに、国内の結束を固めるこ
とにより、わが方が一方的譲歩を強いられ、
更にその譲歩が国内情勢の安定をもたらさ
ず一層の譲歩を強えられるような形で中共
に対し弱い立場に立たされることがないよ
う十分に注意し、中共側のゆさぶりに対し
ては、必要に応じ断固たる態度を示すこと
とする。

(5) わが国が中共との関係を正常化し得ないのは、国府との二国間関係に対する考慮とわが国の政策変更が米国及びアジアに与える深刻な影響に対する考慮とによる。

したがって、上記(4)の態度をとりつつも、台湾、米国、アジア諸国に深刻な影響を与えない範囲においては今後とも出先公館を通ずる接触、ジャーナリストの交換、経済、文化、学術の交流等の門戸を中共に対して開放し続け、中共がこれに応じるよう呼びかける。

また今後、米、国府及びアジア諸国がその衝撃を TOLERABLE であると認めるかぎりには、正常化の措置は、政府高官の相互訪問、政府間取極の締結にも及び得るものである。

(6) 沖縄返還実現後、中国問題はわが国外交にとり最大の問題として国民から意識されるであろうが、具体的に中共を承認する可否かは、中共の国連加盟が実現された場合

に問題となるであろう。その際わが国のとるべき態度は中共の加盟の態様及び条件如何によることが大きいので、その時点の状況に応じ慎重に考慮、決定すべきであり、かつその際国連加盟国の動向により台湾を独自の ENTITY として残す可能性があり、かつ国府もこれを黙認せざるをえないような事態があれば、わが国としては勿論そのような国際的制度の実現をはかるべきである。

しかし、他方現実的立場からみて中共の国連加盟が実現した場合には、早晚、わが国も中共承認には踏み切らざるをえない公算は大であり、かつ、国府は国連から脱退し、わが国との断交も避けられないと考えられるので、その場合にはわが国としては、台湾との経済交流その他の実務関係をできる限り大きい範囲で維持しうるよう努めることがわが外交の重要課題となるとの壯づもりをもっている必要もある。

いずれにしても中共に対しては、中共が代表するのは現に中共が支配している地域に限られるべきこと、及び台湾の武力解放にはあくまで反対であるとの姿勢をとるべきであろう。

- (7) 中国問題については常に米国との意見疎通に万全を期するよう努める。
- (8) 中ソの対立は、中ソ両国に対するわが方の立場を有利ならしめるものであり、これを最大限に利用する。他方、中ソいずれか一方に与みするような態度を表明することはわが外交の手をしぼることになるので、あくまでも避ける。
- (9) 東南アジアとの関連においては、中共の革命斗争支援を実現させないような状況をつくって行くことが必要であり、従って東南アジア諸国に対してはこれら諸国が中共の脅威に対して抱く感情に理解を示しつつも、中共の脅威を過大視することなく国造りに努力すべき旨を説き、わが国として経済協力その他所要の国造り支援を実施する。
- (10) モンゴルとの外交関係設立の目標は維持するが、その実現の条件及びタイミングについては、賠償問題に関するモンゴルの態

度、国府の反応、中ソ対立の現状にかんがみわが国のモンゴルとの外交関係設立が日ソ。日中関係に及ぼすべき影響等の諸要因を総合勘案して対処する。

4. 東南アジア施策

(1) 東南アジアをして、わが国と特別の友好関係を有する地域たらしめることを基本的目標とする。即ち、種々の国際、国内問題についてこれら諸国が方針を決定するに際して、外国の意見を徴し意向を打診することを欲する場合、他国（例えば中共、インド、ソ連、米国等）よりも日本をまず相談相手に選ぶようになること、及び日本の対外政策にこれら諸国の支持が最大限にえられることが理想の形であり、その方向に向けて努力する。

(2) 上記目標の達成のため主として外交面を通じて常に友好関係を深め密接な接触を保つべきは勿論であるが、今後の日本の姿勢として必要なのは、相手国の立場に立つて考え、相手国の期待に応えるとの態度であり、従つてわが国の近視眼的、直接的利害を一步越えた大局的立場から、これら諸国

の利益となる援助、助言を惜しまないことが要請される。よつて、今後わが国としては上記の基本的姿勢に立つて外交的仲介、経済協力、投資、貿易（開発輸入、特恵供与等による東南アジア諸国産品の買付け増大努力を含む）等の分野において、信頼関係及び相互依存関係の強化をはかることとし、特に援助供与の態様については、日本が利己的目標のみを追求しているとの印象を相手国に与え、援助努力がかえつて政治的マイナスを生むがごときことのないよう十分留意する。又、わが国施策がタイミングよく実施され、わが国の提示する諸条件が寛大で東南アジア諸国の好感を得られるよう、わが国の関係国内体制づくりに努力する。

なお、今後は日本のアジアへの進出が相手国の利害と衝突しあるいは日本の優越が相手国を心理的に刺激する可能性が増大す

るので、アジアへの進出の態様につき工夫をこらすべきこと、及び各省、民間各界がアジアへの進出に当りそれぞれの立場から不統一な形でアプローチすることなく、国として一体となつて施策して行くべきことにつき国内の注意を喚起してゆく。

- (3) 現実の施策においては、国別重点主義が必要であり、わが国の安全保障、重要物資の輸送路の安全確保、資源の確保などの目的達成のため、それぞれの目的と最も関係の深い国に対し、経済協力、片貿易是正などの措置を機動的に実施するものとし、かつ施策の主力は二国間施策におく。

- (4) 地域協力組織は、上述のわが国の二国間施策を補完し、強化するために補助的な手段として利用すべきものであり、長期的には、これを育成強化し、更に統合の方向に持つて行くべきであるが、短期的には、これに過大な期待をかける政策をとるべきで

はない。なお ASEAN のごとくわが国がメンバーでない地域協力組織についても、好意的な態度で臨む。

(5) 東南アジア開発閣僚会議は、わが国の発意に基づくものであると同時に、参加国の間の連帯感もあり安定した基礎の上に立っていると考えられるので、今後とも、わが国の多角的経済協力外交の支柱として積極的にこれの育成をはかる。

(6) ASPAC については、政治的協議機関としての加盟国間の連帯性を維持し、徐々にわが国の影響力を浸透せしめる方向を指向する。

(7) 閣僚会議と ASPAC の両者の機能が一応補完する形をとっているのは、両者の発生の要因によるよりも、むしろわが国の立場に基づく主張を ASPAC 加盟諸国に受け容れしめたことによるものである。

わが国にとつて極めて重要な地域（韓国、

台湾、インドネシア及び豪州)の全部を包含する地域機構が自然の形で成立しないのは遺憾であるが、わが方としては、当面この現実を認識し、今後は、ASPACについても従来一部にあつたより否定的または警戒的な態度をとらず、二頭の馬を馭するが如き姿勢で、この二つの地域協力グループの両方と積極的にとり組み、長期的には、この両地域内の諸国間に完全な相互理解友好関係が生じて統合が実現することを目標とする。

- (8) インドネシアの地理的、政治的、軍事的、経済的重要性と他面その不安定性とにかんがみ、同国がわが国に対し非友好的な勢力の手に落ちないことを主眼とし、同国が経済建設を行ない、政治、経済、社会の安定化につとめ、共産主義勢力を排除し、かつ、西側諸国とより深い相互協力、友好関係を結ぶことに対し、出来る限りの助力を行なう。

(9) 南ヴェトナム、ラオスについては、米国の直接の軍事介入を以て共産主義勢力を長期にわたつて排除し得る安定政権が出来ることが理想であるが、南ヴェトナム、ラオスの政権は自立安定の基礎を見出すには至つていない。次善の形は、ヴェトナム、ラオス、カンボディアが共産主義の強い影響下に置かれ、タイが共産主義の脅威を感じるようなことがないようにするため、ヴェトナム、ラオス、カンボディアをなんらかの形で緩衝地帯とすることである。よつてこの目標の実現のため、サイゴン及びヴィエンチャンの政府（必ずしも現政権とは限らない）の基盤が強化されることを経済協力等の形で支持し、また規模は縮小されても、米国の軍事的プレゼンスの継続はこの意味から望ましいとの立場をとる。

和平の促進については、当面わが国がなし得ることは少ないが、今後とも和平の達

成に強い希望を持つ姿勢を内外に明らかにする。

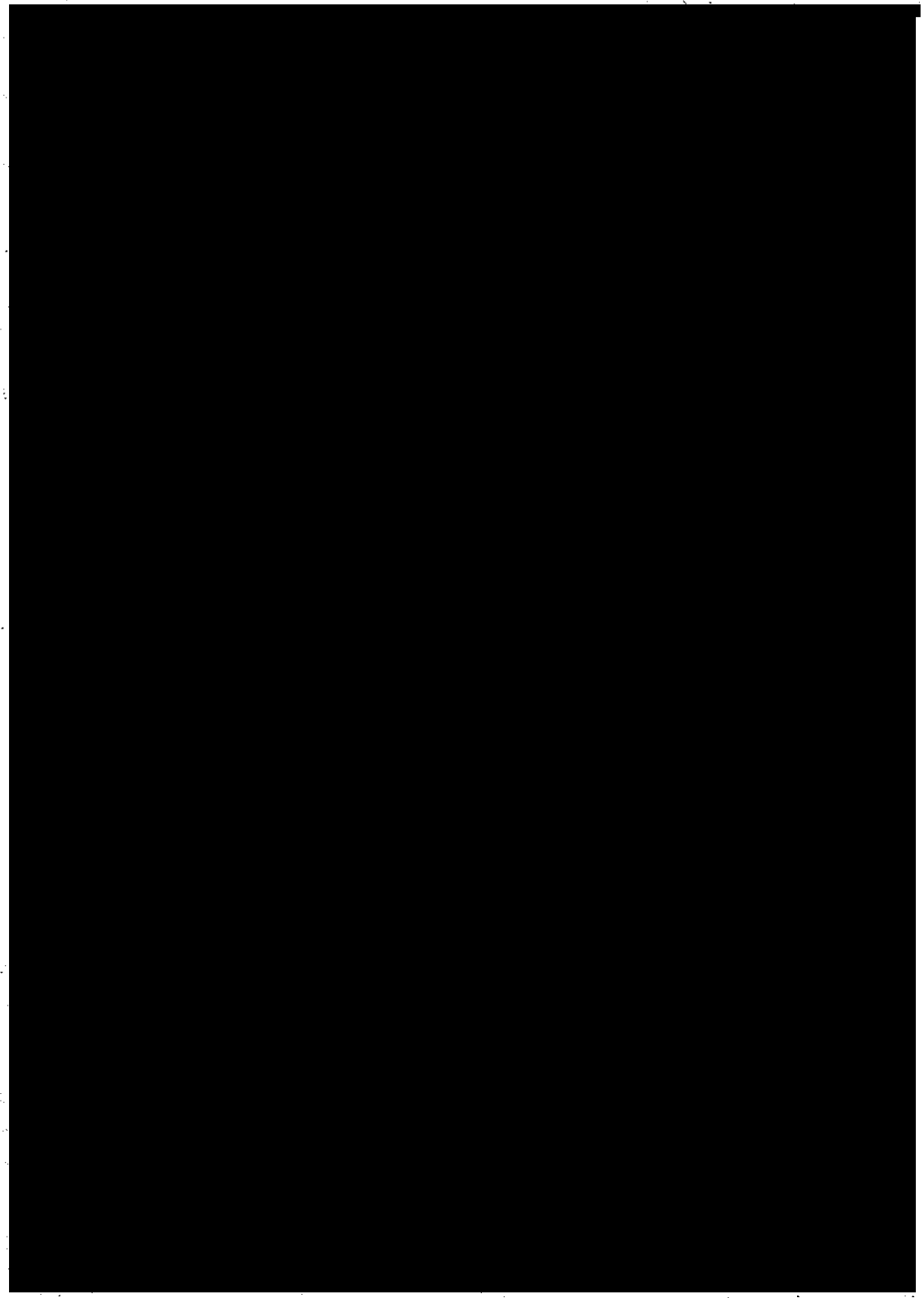
なお、和平会議に対しては、当面求められれば参加するとの立場をとりつつも、必要に応じ参加のための工作を行なう。又、平和維持の活動に対しても応分の寄与を行なう姿勢を明らかにするとともに早期に圈内世論工作を開始して、実効的な協力を実施し得る体制を整えるよう努め、これと平行して、わが国の自衛官派遣をも含む参加を容易ならしめるため、ヴェトナムの平和維持活動が国連となんらかの関連のある形で行なわれるよう工作する。

和平成立後、北越・中共間に一定の距離が保たれ、北越が中共の南進に対する緩衝としての役割を果たすことが東南アジアの安定に寄与することにかんがみ、わが国としては北越承認という事態もありうることを念頭に置きつつ、漸次北越との間に非公式

な関係を維持・拡大する。南北両越の国連への参加等についてもそのメリットを評価し前向きな態度で検討するが、本問題につきわが国がイニシアチブをとることは他の分裂国家とわが国との関係もあり慎重を期する。

- (40) アジアの安全にとり、タイは枢要の地位にあるのだ、同国の政治的安定、経済的安定・成長をはかるべく効果的な政治、経済両面の施府を行なう。

5. 対インド・パキスタン施策



- (3) 両国の経済開発促進のための援助には、わが国として目下限界はあるが、印・パの長期的にみた重要性にかんがみわが国の援助政策の対象として印・パ両国に東南アジアと比較して不当に低い位置づけを行なうことなく、今後わが国の経済力の伸長に応じ国力にふさわしい経済協力を印・パ両国に与えていくこととする。いずれにしても、現在の時点において援助の点で背負いきれないからという事でこの両国がわが国の総合的アジア外交に占める地位を過小評価すべきではない。最近特にインドにおいて、日本から疎外されているという感じが生れつつあると認められるが、かかる無用の疎

外感は解消させるべきであり、そのため両国との外交チャネルの緊密化、閣僚級要人の訪問等の手段を通じ、意思の疎通を十分計るとともに、アジア地域における各種協力機構に対する両国の参加問題についても再検討する必要がある。

6. 対豪州・ニュー・ジーランド施策

- (1) 両国がともにアジア太平洋地域における安定勢力であること、また、近年英国への依存度を低下させ、他面アジア諸国及びその地域協力機構に対する関心と依存度を高めつつあることは、東南アジアの安定という見地からもわが国にとつても、歓迎すべきことである。従つて、かかる傾向を更に助長するとともに、両国との関係を、単なる友好関係以上のものに育てていく。ことに豪州は安全保障についての関心が大きいので、今後日豪間にアジアの平和及び安全に関し、卒直な意見の交換と具体的な協力を行ないうるような関係を築くべく努める。
- (2) そのための施策の一つとして、皇太子殿下御夫妻の訪問を含め、ここ当分は各界要人の交流に重点を置く。
- (3) 経済面においては、わが国との補完的な分野を増進するとともに、資源確保の観点

からもわが国からの直接投資の増大を中心に積極的に緊密化を計ることが望ましい。従つてわが国は両国に対し、それぞれの経済政策が出来る限り閉鎖的にならざるよう説得に努める。また、わが国としては余り貿易バランス（わが方の入超）の点にこだわることなく長い眼で見れば発展的均衡をとげるといふ考えで対処する。

7. 対ソ施策

- (1) ソ連の対日政策の基礎は50年代末期以来イデオロギ一面は別として、平和共存にある。しかしながら、ソ連の過去の行動、共産主義の究極目標、及びソ連の政治体制に由来するその行動の予測困難性に照らし、ソ連のわが国に対する言動・政策は常に最大限の警戒心をもつて対処する。
- (2) ソ連の宣伝と真意を常に識別するとともに、わが国に対する不当な批判ないし内政干渉的言動、ことに日米離間を目的とした宣伝には適宜反駁を加えるとともに、その都度わが国の立場を内外に明らかにする。またソ連の過去の軍事行動、わが国周辺の偵察、他国内部の親ソ分子への働きかけなどの実体、及びソ連の国情についての国内啓発に努めるとともに、ソ連の他国に対する干渉、介入についても、批判的態度を明らかにする。

8. 対西欧施策

- (1) 西欧諸国が世界における安定勢力及びソ連東欧に西側から圧力をかける勢力として占める重要性にかんがみ、友好協力関係をさらに促進する。特に英・仏・独等の重要国との間には二国間協議その他の接触を深め、他方OECDの場を活用し西欧諸国との協力連繫関係を強化する。
- (2) 西欧は米国に次ぐ巨大な市場であるが、わが国の貿易に占める西欧の比重はなお小さいことにかんがみ、西欧との貿易の拡大にひきつづき努力する。ただし、第三国市場における競争関係の激化、対日偏見、大国として再登場した日本に対する嫉視等の事情もあり、今後の対西欧経済外交の重点は差別撤廃よりも対日不信感を除去し、対日協力が西欧経済にとり有利な所以を認識させることにある。よつて西欧諸国をしてわが国との水平分業関係を深めることに関心

を抱かしめるよう政府レベルの接触を深めることはもちろん、政府としては民間レベルの交流を側面的に援助促進することに力をそそぐ。

(3) 超大国の専横を抑え、あるいは理不尽な経済政策をとらしめざるよう日・西欧がそれぞれの必要から共同して抗議、対抗する必要性、あるいは西欧と協力して米国を支援する必要性は、それぞれ今後さらに増大すると思われるので、この種の事態における西欧との協力を努め、又必要に応じ機動的に意思疎通を行なう体制を確立する方向を指向する。

(4) 西欧諸国のアジアに対する影響力は昔日の比ではなく、又アジアに対する政治・軍事的なつながりもすでに大幅に縮小又は清算されているが、これら諸国もアジアの平和と安定及びアジア諸国との経済関係の維持促進には少なからぬ関心を抱いているの

で、わが国がアジア政策を展開して行くに当つては分野別、対象国別に西欧諸国と協力する可能性を常に探求するとともに、アジア開発のための多角的な経済協力機関には西欧諸国をして参加協力せしめるよう今後とも努力する。

- (5) 人種、文化、経済、科学技術等各面における西欧諸国の対日違和感ないし優越感はお強く、これが政治面における協力促進への障害、あるいは経済的側面における対日差別、排他主義、警戒心の原因ともなつているので、西欧に対し日本が均質性、類似性を有する国であることを強調する傍、生活態度、思考法等西欧とは異なつた日本の特質につききめの細かい啓発を行ない、もつて日本の異質性は日本・西欧間の信頼・協力関係の支障とならない所以につき理解を促進する。

- (6) E E C に対しては原則的に E E C の 統 合

の強化、あるいはその加盟国の拡大は、政治・経済両面でわが国に利益をもたらすとの立場に立ちこれを歓迎する姿勢をとる。ただし、わが国の影響力は限られているとはいえ E E C が排他性を帯びざるよう働きかけるものとし、かかる影響力の拡大及び E E C との一般的協力のため、E E C とわが国との二国間協議を強化する。

II 分野別政策

1. 安全保障に関する施策（緊張緩和、軍縮を目的とする施策は除く）

- (1) 基本的には、わが国の安全はわが国自らの責任において確保すべき問題であるので、所要の自衛力の増強拡充をはかり、又そのために必要な防衛産業等の国内諸体制の整備に努める。又この努力に対し起りうることあるべき中ソ等の非難、他のアジア諸国の疑惑等に対してはその理由なき所以の説明啓発に努力する。
- (2) 以上の努力にかかわらずわが国は今後といえども独力で国の安全に万全を期しがたく（特に核抑止力）、またわが国の安全と不可分な極東（とりわけ朝鮮半島）及び周辺海洋の安全については諸般の理由からわが国の力及び行動に制約が課せられているので、わが国の安全保障上集団安保体制が必要であるが、米国以外に

有効な協力を行ないうる国はない。よつて今後とも自衛力を補うものとしてなんらかの形で安全保障に関する日米間の協力体制を維持することをわが国の安全保障政策の基幹とする。

これ以外のアジア地域における多数国間の集団安全保障体制は実益に乏しく、内政・外交上のマイナスも少なくないのでこれを考慮しないこととし、またソ連を含めたアジア安全保障体制には否定的立場をとる。

- (3) 以上の前提の下に、当面現行の日米安保条約を継続し、その運用に遺憾なきを期する。ただし、今後は、日米間の安全保障上の協力体制の態様について国際情勢の変化に応じ、かつ日米両国内の与論の動向を考慮し柔軟な考え方の上立つて検討する。

わが国与論の動向は、基本的にはわが

国国土における米国軍の顕在的なプレゼンスを希望しない方向に向きものと予測される。従つてわが国としては、急激な現状変更を避けつつもこの与論の動向を先取りしたヴィジョンの上に立ち、わが国の主体性に立脚した安全保障体制を漸進的に築き上げることとする。その場合わが国国土の安全については、核抑止力及び西太平洋における大規模の機動的海空攻撃力及び補給力のみを米国に依存し、他は原則としてわが自衛力をもつてことに当ることを目途とし、朝鮮半島を中心とする極東の安全については平時における抑止力としては若干の限定された重要基地施設を米軍へ提供するにとどめつつ、有事におけるこれら基地の米軍による使用及びこの米軍の行動に対するわが国の支援が遺憾なく行なわれるよう諸般の体制を整えておくことを目途とする。

- (4) 上記目的にてらし、日米安保体制の今後の運用に当つては次の諸点に留意する。
- イ、日米政府間に国際情勢及び安全保障に関する基本政策についてのハイレベルの随時協議を一層密接化し意思の疏通をはかること
 - ロ、日米両外交当局及び両軍の間の協議の密度を高め、又段階的に緊急事態対処計画、作戦上の打合せ等をNATOの水準にまで高めること
 - ハ、わが国の自衛力を質、量の両面で整備、拡充し、かつ国内の法体系の整備、改正及び行政上の諸体制の充実により、この自衛力が保持する実力を有事の際十分発揮できるよう措置すること、及びこれに応じて在日米軍基地は逐次縮小・整理するが、原則として自衛隊がこれを引きつぐとともに、日本及び韓国防衛に死活的重要性を有する若干米軍基地はこれを存置し、もつて抑止力の維持をはかること

ニ、わが国周辺において極東の安全を脅かす事件が発生した場合日米安保体制が効果的に発動されるよう、事前協議の運用に遺憾なきを期すること

- (5) 安保体制及びわが国に対する脅威その他国際情勢についての国内啓発を強化する。

また、防衛問題一般に関し国際通念に反する国民の考え方を是正し、併せて大国としての国際的責務を果すため国防問題に関する国際的なものの考え方についても広く国民に啓発を行なう。

- (6) 国連軍（国際警察軍）、国際監視団に対する諸般の協力を実施し、情況が許せば平和維持活動のため自衛官ないし自衛隊派遣を実施するよう漸進的に準備を進める。

- (7) わが国の安全保障に寄与し、かつ効果的な防衛産業を維持するに必要な限度に

において武器輸出、軍事援助（当面関係国の国内治安用）を実施する。

- (8) 重要物資の輸送路の安全を独力で確保することは到底不可能であるので、マラッカ海峡の自力防衛のごとき構想はとらず、次の手段をとる。

イ 輸送路周辺諸国に紛争が起ることなきようわが国の政治力・経済力を行使するとともに、これら地域との友好・協力関係を深め、有事の際においてもわが国商船の航行が円滑であることを期する。

ロ 重要物資の輸入先の可及的分散をはかる。

- (9) 核兵器については、N.P.Tに参加すると否とにかかわらず、当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘をうけないよ